

平成19年度環境技術実証モデル事業小規模事業場向け
有機性排水処理技術分野の進め方等について

1. 前回WGからこれまでの経緯

- 平成18年度実証試験結果報告書の承認及び公表
環境省では、「平成18年度 環境技術実証モデル事業 実施要領」に基づき、平成19年4月26日に、平成18年度実証試験結果報告書（垂直重力式油水分離器(日東鐵工(株))、食品残さ回収システム『ラクツチャ〜』((有)KOMATSU)）を承認し、公表した。
- 実証試験要領（第3版）の修正
小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）実証試験要領（第3版）を修正した。
（参考資料1）

【修正箇所】P44 付録3：実証試験結果報告書 概要フォーム（暫定版）における（参考情報）の位置付けについて「注意」書きの表現の修正を行った。

（修正前）

注意：このページに示された製品データは、全て環境技術開発者が自らの責任において申請した内容であり、環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。

（修正後）

注意：このページに示された情報は、技術広報のために環境技術開発者が自らの責任において申請した内容であり、実証の対象外となっています。

- 実証機関の公募
実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、「平成19年度環境技術実証モデル事業実施要領（第5版）」に基づき、地方公共団体(都道府県、政令指定都市及び対象技術に関連した環境法令で定める市)並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、5月29日～6月18日まで応募を実施した。

2 団体（大阪府と(社)埼玉県環境検査研究協会）からの応募があった。

（資料 4 - 1）

（資料 4 - 2）

2 . これからの進め方について

（ 1 ） 実証試験

● 実証機関の選定

申請のあった団体について[1]組織・体制 [2]技術的能力 [3]公平性の確保 [4]公正性の確保 [5]経理的基礎の 5 つの観点から審査を行い、有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、実証機関を選定し、環境省に報告する。

● 実証機関の承認

環境省では、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)からの報告を受けて、「環境技術実証モデル事業実施要領」に基づいて環境技術実証モデル事業検討会の助言を得て、実証機関の承認を行う。

● 技術の公募と手数料（概算）の示し方

- 実証機関は、対象技術の公募を行う前に、手数料予定額を算定する。手数料予定額の算定は、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものとする。
- 実証機関は対象技術の公募を行う。この際、手数料予定額を明示しなければならない。

（参考資料 2）

（参考資料 3）

● 試験計画と手数料の確定

- 実証機関は、応募された対象技術の実証試験計画を策定する。
- 実証試験計画は、実証試験スケジュールと実証試験を通じての各手続きといった、実証試験の目的や作業を示すものである。
- 実証機関は、実証試験計画を策定後、実証運営機関と調整した上で、実証試験に係る手数料額及び納付期限を確定する。

手数料額に関しては、必要に応じて実証運営機関と環境技術開発者と協議して確定することが出来る。

手数料納付期限に関しては、原則実証試験の開始前とする。

実証機関は、通知の際に、実証試験中における実証項目の追加、及びそれに伴う手数料額の追加があり得ることを、環境技術開発者に確認

する。

- 実証運営機関と実証機関・環境技術開発者等との契約の時期・内容

実証試験計画、手数料額が確定した後、実証運営機関は環境技術開発者技術と手数料の納付等に関する契約を行う。また、実証運営機関は実証機関（必要に応じて外注先）と手数料の支払い等に関する契約を行う。契約には、以下の事項等を含める（予定）。

- ・対象技術
- ・期間
- ・手数料額
- ・実証機関では「手数料の支払い」（環境技術開発者では「手数料の納付」）
- ・契約の解除
- ・試験の完了
- ・機密の保持
- ・契約期間の延長
- ・手数料の変更（追加等）

- 実証委員会の開催時期と内容

実証機関は、対象技術の各実証段階において実証委員会を設置開催し、項目に沿って検討を行う（以下に例示）。

- ◆ 実証対象技術の選定について（1回）
- ◆ 実証試験計画の策定について（2回）
- ◆ 実証試験の実施状況について（3回）
- ◆ 実証試験結果報告書の作成について（4回）

- 実証試験の内容の変更

- 環境技術開発者の希望による実証項目の追加について

- ◆ 実証機関は、第3者による客観的実証である本事業の趣旨に照らし適当な変更であるかを実証委員会の意見等を踏まえて判断する。
- ◆ 実証機関は、実証委員会の検討結果を実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更する。
- ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。
- ◆ 実証運営機関は、手数料額の再確定後、環境技術開発者に対して、手数料の追加の手続きをとる。

- 環境技術開発者の希望による実証の中止（辞退）について
 - ◆ 実証機関は、環境省及び実証運営機関にその旨を報告し、承認を得た上で、実証試験を中止することが出来る。
 - ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。

- 実証機関の判断による実証項目の追加について
 - ◆ 本事業の趣旨である第三者による客観的実証という観点に立ち、実証項目の追加が必要であると判断した場合、実証機関は、実証試験途中においても実証試験計画の変更を申し出ることが出来る。
 - ◆ 実証試験計画の変更が申し出された場合、実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、実証試験計画を変更できる。
 実証試験計画の変更について環境技術開発者との同意が得られなかった場合には、実証試験結果報告書に、実証機関により測定するべきと判断された項目の一部についてデータが得られていないことを記述することについて環境技術開発者から同意を得る。
 - ◆ この場合の手数料額の変更が生ずる場合は、実証機関は実証運営機関と環境技術者と協議の上、環境技術開発者が納付すべき手数料額を改めて確定する。
 - ◆ 実証運営機関は、手数料額の再確定後、環境技術開発者に対して、手数料の追加の手続きをとる。

- 報告書のとりまとめ
 - 実証機関は、実証試験の結果を実証試験結果報告書として報告する。
 - その後環境技術開発者の確認を経た後に技術実証委員会で検討し、最終的にとりまとめられたものを実証運営機関に提出する。
 - 実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、その結果を環境省に報告する。
 - 実証運営機関からの報告を受けて環境省は実証試験結果報告書を承認する。
 - 承認された実証試験結果報告書は環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。

(2) 有機性排水処理技術拡大ワーキンググループの開催

「平成 17 年度第 3 回環境技術実証モデル事業検討会 (H18.3.15)」において整理さ

れた2つの検討課題「より広範な関係者の意見吸い上げ」「実証ベネフィットの向上」を踏まえて、平成18年度より、より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大ワーキンググループを開催できることとなった。

「平成19年度 環境技術実証モデル事業実施要領」より抜粋

第2部 手数料徴収体制による実施方法

第1章 モデル事業の実施体制

(中略)

4. 分野別ワーキンググループ(WG)

実証運営機関により設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ(以下、「分野別WG」という。有識者(学識経験者、ユーザー代表等)により構成。原則公開で実施。)は、実証運営機関が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、(分野毎の)専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、分野別WGは当該分野に関する専門的知見に基づき、モデル事業検討会を補佐する。

なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。また、より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大WG(ステークホルダー会議)を開催することができる。実証機関の選定手続きや拡大WGについては、議論の内容に企業秘密を含む場合があることから、非公開とすることができる。

これを踏まえ、本技術分野においては、以下のような要領で拡大ワーキンググループを開催し、より効果的な制度の構築のための検討を行う。

- ・ 参加者(想定)
 - 有機性排水処理技術ワーキンググループ委員
 - 平成15～18年度の環境技術開発者・実証機関より数名
 - 有機性排水処理技術関連団体、ユーザー(厨房・食堂、食品工場等) 等
- ・ 開催時期
 - 平成19年10月～平成20年1月ごろを予定
- ・ 議題内容
 - 本技術分野におけるこれまでの実績等を踏まえ、下記について検討を行う。
 - ・ 事業や対象技術への要望・意見
 - ・ 実証によるメリット等の向上についての要望・意見など